イギリスにおける歳出予算制定過程の研究

メタデータ	言語: jpn
	出版者: 明治大学社会科学研究所
	山脉有. 吻石入子社云科子则无例
	公開日: 2013-05-25
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 吉田, 善明
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/15693

イギリスにおける歳出予算制定 過程の研究

吉田善明

A Study of the Legislative Process in the British Parliament

Yoshiaki Yoshida

(1)

立法および立法過程の比較法的・実証的研究の一貫として、本年度はイギリスにおける予算制定過程の研究に焦点をおいた。したがって、本稿は一昨年に発表した「アメリカ合衆国における Budget の作成から

Appropriation Act の制定まで」(明大法制研究所紀要第8号)の論稿と同じ視点にたつ比較法的研究でもある。

(2)

まず、イギリスにおける予算制定過程を検討する場合、イギリスは長い議会主義の伝統国であり、しかも成文憲法をもたない国なので、ただたんに、予算制定過程だけをとり出して検討していくだけでは充分な紹介にならない。そこで、まず、歴史的に確認されてきた予算の憲法上の原理を整理することからはじめなければならないのである。

すなわち、イギリス議会主義の生成は国民から資金 を獲得するための「国民から承認」を得る場として設 置されたことに始まるとさえいわれている。

カーテナリィ・イルバート卿は「Parliament」とい う書物の中で、

「議会の最初の機能は国が使用する金銭を準備することであり、そして、いまなお、下院の欠くべからざる機能である」と。

また,同じことで想起されるのは,サ・アスキン・メイ氏の古典的な言葉である。すなわち,それは次のような憲法上の原理となって要約されていることに気づくのである。

その第1は、財政問題における国王と国会の憲法上 の関係を規定しているということ,

第2は、国会の2院の間の関係を規律しているということ、

第3は、見積歳出予算(Expenditure)を権威づける ために、国会の承認権を課しているということ、

第4は、租税についても同じように承認権を課しているということ、である。

まず 第1の財政問題における国王と国会の憲法上 の関係を確立してきたことについてである。 これは 議会 制の発生とも結びつくのであるが、具体的には Magna Carta の手本となった自由憲章 (Charter of Liberty) にみられるのが最初である。この自由憲章は 国王の収入源をめぐる国王と議会の争いの確認であっ たといわれている。また、その後生れた Magna Carta 12条などにも明白に議会の課税権の確認の規定をおい ている。がしかし、財政に関する国会の権限を決定的 に確認したのは1687年の権利章典 (The Bill of Rights) であった。 すなわち、 その章典にみられる権限を要約 してみると、「(イ)すべての租税は納税者の同意を得な ければならない。(中国会は国の経費を監督し、かつ承 認する権利を確保する。(ク)予算を議決するため、毎年 国会を開設する」ということがあげられ確認されたの である。

第2の問題は、議会内の内部構造、すなわち、上院と下院の権限関係の確認である。カーテナリィ・イルバート卿によれば議会の金銭を生みだしたり、あるいは歳出経費(Expenditure)を与えたりすることの権限は、もっぱら下院のみに属するとのべている。この憲法上の原理を確認する歴史は13世紀の終りにおける特別補助金の交付問題に始まるといわれている。これが機縁となって、上院の財政に関する発案権の制限がなされたのである。

つづいて、上院は金銭法案の修正権も拒否権も行使できない原則を確立させた。この原則の確立は1860年の紙税廃止法案(Paper Repeal Duty Bill)に対する拒否に始まるのである。

第3,第4の歳出経費 (Expenditure) および租税 (Taxation) に対する国会の権限の確立は内部手続面からの規制の確認を意味するといえる。したがって、この点についてはつぎの歳出予算法 (Appropriation Act, Consolidated Fund Act) および財政法 (Finance Act) の制定過程でのべるのでここではのべない。

ともかく、このような四つの予算に関する憲法上の 原理は一部は権利章典(the Bill of Rights)や王位継 承法(Act of Settlement)のような国会の法律に、ま た一部は国会の先例や慣行を根拠において確立してい ったのである。

(3)

歳出予算書(Expenditure)は民政各省,歳入官庁, 国防省,陸軍,海軍,空軍各省の5冊にわけられ,そ れぞれ担当大臣および次官の署名を得て下院に提出さ れる。

下院ではこれを歳出予算として受理し、歳出全院委員会、歳入全院委員会等の複雑な手続を得て、法案に組みいれられて本会議に提出されることになっている。つまり、手続的にみれば、イギリスでは政府提出の歳出予算が下院に提出されてのち、第2読会後の全院委員会(Committee of Whole House)に提出されて始めて歳出予算法案(Appropriation Bill)となって、他の法律と同様に下院の議決を得ることになっているのである。以下、具体的に検討していくと、

(1) 下院

(A) 歳出予算全院委員会 (Committee of Supply)

下院の歳出見積予算を審議する予算に関する諸委員会は多数あるが、そのうちで代表的な委員会は歳出見積予算(Estimate)を審議する歳出予算全院委員会である。下院では、まず、会期の初めに女王演説(Queen Speech)が行なわれるが、それが行なわれた後にこの歳出予算全院委員会が設置されることになっている。

委員長には、他の全院委員会と同様、歳入委員会委員 長(Chairman of Ways and Means) があたる。 歳出 全院委員会 (歳入委員会委員長も同じであるが) は総 理大臣の動議にもとづいて任命され、就任と同時に党 籍を離脱することになっている。この委員長は政府お よび与党から選ばれるので、政府が変れば辞職しなけ ればならない。また、委員会の審議期間は、毎年8月 5日以前の26日と決められている。したがって,25日 までに各「項」をすべて本会議に報告できるようにし なければならない。かりに、予算の審議がこの期間ま でに終らない場合があっても、必ず、途中で討論を中 止しなければならない。また、暫定予算については審 議期間を8日間に制限し、しかも、3月31日以前まで に必ず議決をしなければならなくなっている。少なく とも全院委員会が設けられた最初の頃は、ジョージ・ ギャロウェー氏がいうように「庶民がその苦情を救済 してもらうまで、歳出の承諾を拒否するという歴史的 根拠をもって始まり、自由な討論と審議を確立させる のが目的であった」。ところが、歳出全院委員会は629 名の委員からなるので、時間的には制限があり、審議 をすることは不充分なものとなっていったのである。

こうしたことから、全院委員会は詳細な審査を特定 の助言者に期待する意味で少人数からなる特別歳出委 員会を設け全院委員会とほとんど違わない権能を与え ていったのである。

(B) 歲入全院委員会 (Committee of Ways and Means)

歳入全院委員会が歳出予算の審議に参与することに 対して意外な感じを与えるが、これは歳入予算の審議 と歳出予算の審議とが未分化であった頃の名残りであ る。こんにちでは、この歳入全院委員会は歳出全院委 員会で「各項」別議決により確定した支出金額の総額 について、これを国庫から支出することに対する承認 を与える機関である。したがって、歳入委員会の活動 をみても, ただ単に, 歳出委員会の議決に対する承認 にすぎなく、ほとんど誤りの訂正くらいで終るので、 それほど存在意義のないものにおもえる。がしかし, イギリスではこの委員会の手続を得ることは重要だと されている。なぜなら、歳入の金額は歳出される金額 が確定してのちに、国民から徴収すべき金額を確認す るといったイギリスの伝統がこの歳入委員会のなかに 存在しているからである。そして、この委員会での審 議が終ると本委員会の同意を得て歳出法案となって次 の全院委員会へと移されていくのである。

(C) 全院委員会 (Committee of the Whole House) いままでのべてきた歳出全院委員会および歳入全院

委員会の審議は歳出予算法案が生れる以前に行なわれる委員会であった。これに対して、本委員会は前2者の委員会で審議されたのち、公共法案の一種である歳出予算法案と暫定予算支出法案として第2読会を通過したときに設置される委員会である。この点、他の公共法案は常任委員会で審議されるのが原則であるのに対し、歳出予算法案(Appropriation Bill)および暫定予算支出法案(Consolidated Fund Bill)は必ずこの全院委員会に付託されなければならないのである。しかしながら、この委員会における審議は全く形式的なものであって、ほとんど討論なしでこの段階を通過するのが普通である。それゆえ、最近では、ロード・キャンピオン氏がいうように、議会の仕事が増加してくるにつれ、ますます、本委員会の一般的性格が失なわれてきているのである。

(D) 予算特別委員会 (Select Committee of Estimate)

予算特別委員会は全院委員会のために利用される予 算報告書の作成を目的として1912年に初めて設置され たのである。大蔵大臣はこの委員会を設置するための 動議を提出するにあたり、三つの原理をかかげたので ある。すなわち、第1は政府がその責任を奪われない こと、第2は下院がその権限を奪われないというこ と、第3は委員会がその政策に対して責任を負う必要 がないということである。この特別委員会は1912年, 1913年, 1914年に設置され活動したが, ジェニング氏 がいうように「希望したようにこそならなかったが狭 い範囲内でよく活躍した」のである。しかし、このよ うな活動も第1次大戦が勃発すると,全院委員会のも とでの特別委員会では見積予算の充分な審議を行なう ことができなくなった。それゆえに、戦費のみについ て審査する国家歳出経費に関する特別委員会(Select Committee on National Expenditure) が1917年から 20年までの各会期に設置された。この委員会は戦時中 ということで、内閣の責任において予算を執行しやす くしようとして設置されたことからわかるように、平 常時の予算制定形式を相当省略していた。それゆえ、 この委員会設置に対してきびしい批判もでたが、戦時 中のことでもあるし、また弱まってきた予算に対する 議会支配のなかで唯一の機関でもあったという使命を も荷なって大いに活躍した。しかし、第1次大戦が終 るや,この委員会は第2次大戦が勃発するまで設置さ れなかった。

ところが、第2次大戦が勃発すると、再び1917年に 行なわれたのと同じ委員会である国家歳出経費委員会 (A Select Committee on National Expenditure) が

設置された。もちろん、この委員会も第1次大戦中の それと同じく相当の働きをした。しかし、委員会に対 する評価は人によってかなり異なっている。たとえ ば、ジョン・ウォドロ・ミレン (Sir John Wardlaw Milen) 委員長および書記官は委員会が "金銭に関す る評価をなしうるということは価値ある機能の行使で ある"といい,他方,クリフトン・ブラウン(Clifton Brown)氏は大規模なスタッフを要求し、また"政策 に干渉することは危険である"と反対した。ともか く、当時こうした委員会も政府の権限を監督する機関 としての役割を果したことは事実でもあるので、一応 評価すべきものがあったといえよう。しかし、この特 別委員会も第2次大戦が終るまで生きながらえなかっ た。そして1946年に再び歳出予算特別委員会が古い言 葉を用いて設置された。この時の特別委員会は第1次 大戦の委員会とはあまり大きな相違がないが若干の改 正がみられた。すなわちそれは、①特別委員会の委員 を増員し、また委員長は委員によって互選されること であった。また権限としては、②事務次官、政府委員 の出頭および証人の喚問、証拠書類の提出を委員会に 求め, さらには③分科会を設置し, 本特別委員会に付 託された権限をこの分科会に付託することがみとめら れたのである。

(2) 上院

1911年の国会法の成立によって、上院は歳出予算法 (Appropriation Act)、または暫定予算法 (Consolidated Fund Act)の法案審議の先議権を有しないから、上院には下院の歳出予算委員会および歳入全院委員会に該当する委員会は存在しない。そればかりでなく、上院は下院から送付された諸法案を審議する際にも、議決費の支出を定める法案については、全院委員会 (Committee of Whole House) 段階の審議を省略することがしばしばある。ともかく、こうして上院で可決されて、王の裁可を経ると歳出予算法、暫定予算法が成立する。そしてまた、上院でその法案を1カ月以上もとどめておくことができず、その期間をすぎると国会の法律となる。大体、歳出予算法が成立するのは夏季休暇前である。

(4)

こうしてみてくると、イギリスにおける予算制定過程は、形式的な側面だけをとり出してみるとわが国のそれと一見類似しているように思える。ところが、予算そのものを分析して個々的に検討していくと、両国家の予算概念や予算制度に多数の相違点がでてくることに気づくのである。すなわち、その第 | として、わが国では予算そのものの概念が多義的であるのに対

し、イギリスでは予算概念(この概念を Estimate と する)が多義的でないということであり、第2として イギリスにおける Estimate はわが国におけるよう に, 歳入見積予算と歳出見積予算の総合ではなく, 法 案となる以前の歳出見積予算のみをさすということで あり、しかも、それは内閣によって下院に提出されな がらも, その時は法案として扱わず, 議会審議の過程 で始めて Appropriation Bill, Consolidated Fund Bill に組み入れられる内容のものであるということ であ る。したがって、この点、わが国の憲法のように、内 閣が提出するのも「予算」であり(憲法60条1項),国会 に提出されて可決されるのも「予算 | (憲法60条2項), で あるとするのとでは全く異なるのである。なお、この 研究成果の詳細は「イギリスにおける内閣の Estimate の提出から Appropriation Act (Consolidated Fund Act) および Finance Act の制定まで」として法律論 叢第39巻4,5,6号に掲載したので参照されたい。